

2019年 D1 車両規定 改定概要

主要な改定内容 (詳細は 2019 年 D1 車両規定案参照)

1. 車両前後のパイプフレーム構造を可能にする (D 1 車両規定規則書 10.ボディシエル・フレーム)

以下はその場合の条件とし、2018 年ブルテン「D1GP 競技車両の後部構造の修理変更に関する件」は適用しない。

- 1) フロントアクスルから前に 200 mmより前方と、リアフェンダーインナーパネル後端以降はパイプフレーム構造とすることができる。(10.1.3)
- 2) バンパーバーまたはそれに代わる構造は維持されなければならない。パイプフレーム化の場合は、スチールパイプにてサイドフレーム幅を超えて、バンパーカバー内側に近接する位置を保持すること。(10.4.5)
- 3) 10.1.3) 項によるパイプフレーム化を採用する場合には、ロールケージの取付け点は全て溶接での取付け方法でなければならない。
メインフープはボディサイド構造に対して補強プレートでの溶接固定を義務付け。(12.1.5)
- 4) フロントをパイプフレーム化した場合は、バルクヘッドのフロントホイールハウスインナーとロールケージを連結するパイプを追加しなければならない。(12.1.3)

2. ロールケージ規定の一部変更 (D 1 車両規定規則書 12.ドライバー保護装置)

- 1) 本規定では FIA-J 項規定に加え、溶接のみによる取付け方法(図 12-2 参照) かこれと同等な箱型取付け補強部への溶接取付けを許容する。この場合取付け基部は最小 60 cm²以上で厚さ 3mm 以上とし、最低でもその全周に渡り幅 25mm 以上の部分でボディシエルに溶接付けされた厚さ 3.0~4.5mm の補強板に溶接されていないなければならない。
なお、10.1.3)項によるパイプフレーム化を採用する場合にはロールケージの取付けは全てが溶接取付け方法でなければならない。
- 2) リアにファイアーウォールを構成した場合のリアストラット部の扱いを規定する。(12.1.8)
- 3) 2016 年に発効したロールケージ個別認証は 2019 年限りとする。(12.1.1)

3. 車両のオリジナリティ維持等に関する細かな規制の見直し

- 1) 外観については、ベース車を認識できるものでなければならない。(11.1)
- 2) 前後オーバーハング +75 mmまでの許容はそのまま。ホイールボルトピッチ円上部(車幅)規制を撤廃する。(11.4.1)
- 3) ボンネットや他のフードのオリジナル面からの出っ張り量の規定を撤廃し、内部部品が外に突出することのないよう滑らかにカバーされなければならない規定とする。(11.5)
- 4) フェンダーに関する拡幅量規制は撤廃するが、タイヤがはみ出ないようにする規定は残し徹底する。(11.6)
- 5) フロントウインドスクリーンは厚さ 5mm 以上のポリカーボネイト化を認める(11.8)
- 6) 冷却水配管がコックピットを通過する場合は 0.9 mm厚のスチールまたは 1.5 mm厚以上のアルミ合金の板で完全に隔離され、床部は漏れた冷却水が排出される構造でなければならない。

4. トランクルーム規定の変更 (4.6.3) (11.10)

- 1) トランクルームなどリアにラジエーター等熱交換器を設置した場合は、コックピット後ろ側にファイアーウォールを形成しなければならない。0.9 mm厚のスチールまたは 1.5 mm厚以上のアルミ合金、10 mm厚以上のハニカム複合材にて構成する。トランクルー

ム内に燃料やオイルのタンク、機械的装置がある場合も同様なファイアーウォールを設置することとする。

- 2) リアラジエターへの空気導入に関する規定を「コックピットからの導入禁止」に改める。
- 3) トランクルーム内からエキゾーストパイプ出口のカット面が見えてはならない。
- 4) トランク内のリアラジエターへの導風ダクトは自由とする。

5. タイヤ規定をとして一部変更する。(本数規制継続を前提とする) (7.1)

- 1) 「市販タイヤで 2 か所以上での販売者の存在」という条件を撤廃。モールド成形品であることと寸法規定と溝率のみの規定とする。
- 2) 2019 年からの導入としたサイズと重量規定から 305 サイズを止め、265 と 285 のみの 2 区分とする。
(車重 1275kg 未満： 最大断面幅 277mm、最大直径 677mm)
(車重 1275kg 以上： 最大断面幅 295mm、最大直径 715mm)
※車重はドライバー、装備品重量を含む

6. その他事項

- 1) コックピット内へのタイヤスモーク、排気等侵入を防ぐと同時に良好な換気構造でなければならない(オイル、燃料漏れ火災からの安全、視界確保等) (11.2.3)
- 2) 灯火類は OEM 部品で無くても機能とデザインが類似していれば良いとする。(13.2)